

「疑問点1，奨学金の返還通知時に残高をお知らせすることについて」、「疑問点2，奨学金の返還について」、とのご意見についてご回答いたします。

令和元年12月16日 掲示

日頃より大田原市政につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。ご意見のありました件につきまして回答いたします。

最初に、疑問点1，奨学金の返還通知時に残高をお知らせすることについては、令和2年度から12月分の返還通知にあわせてご通知させていただきます。

次に、疑問点2，奨学金の返還については、納付書を金融機関の窓口を持参して納付いただいているところですが、就業されている方にとっては営業時間内に金融機関の窓口を訪れる時間が限られることや、県外在住の方にとっては収納代理金融機関（みずほ銀行）から遠隔地にお住まいの場合もあり、金融機関に赴かなくても納付が可能な口座振替による納付を希望するお問い合わせを数多くいただいているところです。

こうしたことから、納付者の利便性と行政サービスの向上を図るため、現在、市全体で口座振替による収納科目の追加を見直すことに併せまして、奨学金の返還についても、来年度の納付から希望をする方には口座振替による納付方法を実施することとなりましたので、ご理解をいただければと思います。その際は改めて、その旨のご通知を差しあげることといたします。

なお、奨学金を滞納している方については、口座振替による納付は認めないこととしております。

●担当：教育部 教育総務課 総務係 TEL（23）3111

令和元年12月16日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL（23）8700